

「一般貸切旅客自動車運送事業における旅行業者等との過大な手数料等の取引に関する道路運送法の取扱いについて」の改正について

1. 背景

一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「貸切バス事業者」という。）が旅行業者等からの運送の引き受けに際して取引されている手数料等（名目を問わず運送申込者である旅行業者等に支払う金銭）については、「一般貸切旅客自動車運送事業における旅行業者等との過大な手数料等の取引に関する道路運送法の取扱いについて」（平成31年3月29日付け国自旅第307号）において、一般貸切旅客自動車運送事業（以下「貸切バス事業」という。）の原価には旅行業者等に支払う手数料等も含まれていることから、過大な手数料等が安全確保経費（以下「安全コスト」という。）を阻害する場合には、道路運送法第10条の運賃の割戻しの対象としているところである。

令和5年8月に基準額を下限額とする公示運賃の見直しを実施したことにより、貸切バス事業者の届出運賃における安全コスト額が明確になることを踏まえ、当該通達を改正する必要がある。

2. 概要

個別の運送取引における運賃・料金の割戻しの判断基準について、現行においては、貸切バス事業者の直近の実績事業年度1年間の原価に占める安全コストの割合（以下「安全コストの割合」という。）を算定し、個別の運送における運賃及び料金に占める手数料等の率が安全コストの割合を割り込んでいる場合は、貸切バス事業者を運賃・料金の割戻し（道路運送法第10違反）として行政処分を行っている。

今後、貸切バス事業者に対して旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）に基づき届出運賃における安全コスト額の報告を求めるとともに、個別の運送における運賃及び料金から手数料等の額を控除した結果、当該安全コスト額を下回っている場合は貸切バス事業者を運賃・料金の割戻し（道路運送法第10違反）として行政処分を行うこととする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和7年6月20日

施行：公布の日